

## 規則第 23 号

独立行政法人国立印刷局契約監視委員会規則を次のように定める。

平成 21 年 11 月 30 日

理事長 南木 通

### 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会規則

#### (目的)

第 1 条 この規則は、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、独立行政法人国立印刷局契約監視委員会(以下「委員会」という。)の設置、運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### (委員会の設置)

第 2 条 本局に、委員会を置く。

2 委員会は、毎年度、独立行政法人国立印刷局が行う、独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の策定及び評価に際し、点検を行う。

3 委員会は、次に掲げる事項に関する事後点検を行う。

一 新規の競争性のない随意契約(支出原因となる随意契約のうち、独立行政法人国立印刷局購買等契約細則(平成 19 年細則第 10 号。以下「細則」という。)第 22 条第 4 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 6 号若しくは第 5 項第 4 号から第 7 号までの規定又は第 24 条に規定する公募の結果による随意契約を除く契約をいう。)案件に係る契約状況等

二 2 か年度連続して応札者又は応募者が 1 者しかない契約案件に係る入札、契約状況等

4 前項に定めるもののほか、委員会は、独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)の契約状況等に関し、理事長が諮問する事項について審議を行う。

5 委員会は、前 3 項の審議の結果について理事長へ報告するとともに、必要に応じ、意見を具申する。

#### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、監事のほか、印刷局外部の学識経験を有する者の中から理事長が委

嘱した者とする。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、任期途中において委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は、第2条第2項から第4項までに規定する事項を審議するため必要の都度、理事長の招集により開催する。

なお、定期的で開催する委員会の開催時期等については、別表に掲げるとおりとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 委員会は非公開とし、委員会の議事の概要は、会議終了後速やかに作成し、理事長へ報告するとともに、これを公表する。

4 委員会は、第2条第2項から第4項までに規定する事項について、緊急を要する場合又はやむを得ない事由がある場合には、書面により審議を行うことができる。

(資料の提出等)

第6条 第2条第3項各号に定める事項を把握するため必要となる委員会への資料の提出及び説明の事務は、本局財務部において行うものとする。

2 前項に定める資料は、審議対象契約期間に締結した支出原因契約（予定価格が細則第22条第4項第1号から第3号まで又は第6号に定める金額を超えないことによる随意契約を除く。）にあつては契約方式等を整理した総括表、第2条第3項に掲げる契約にあつては契約方式等を整理した一覧表を作成した上で委員会に提出しなければならない。

3 第1項に定める説明は、契約ごとに次の事項を記載した資料を提出の上行うものとする。

一 競争入札方式の場合にあつては、次に掲げる事項

イ 契約件名

- ロ 契約概要
- ハ 競争参加資格の内容
- ニ 参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由
- ホ 入札経緯及び結果の説明
- へ 契約者名
- ト 契約価格

二 随意契約方式の場合にあつては、次に掲げる事項

- イ 契約件名
- ロ 契約概要
- ハ 随意契約とした理由
- ニ 参加資格の内容（公募・企画競争の場合）
- ホ 参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由（公募・企画競争の場合）
- へ 公募・企画競争の経緯及び審査結果の説明
- ト 契約者名
- チ 契約価格

4 前2項の規定は、委員会の業務に関し、委員が必要と認める資料を提出することを妨げるものではない。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、本局財務部において処理する。

（別表）

開催時期	審議事項（定例）
6月	1 独立行政法人国立印刷局が行う、当年度の独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の策定の際の点検 2 独立行政法人国立印刷局が行う、前年度の独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の評価の際の点検 3 前年度下半期分の規則第2条第3項各号に規定する事項
12月	当年度上半期分の規則第2条第3項各号に規定する事項

附 則

1 この規則は、平成21年11月30日から施行する。

2 この規則の施行の日以後平成21年12月31日までに選任される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成22年12月31日までとする。

○改正 (22. 2. 5 規則第1号) 施行 22. 2. 5

○改正 (26. 3. 7 規則第7号) 施行 26. 3. 7

○改正 (27. 3.31 規則第25号) 施行 27. 4. 1

○改正 (27. 7.27 規則第26号) 施行 27. 7.27

○改正 (28. 3.17 規則第3号) 施行 28. 4. 1

○改正 (29. 9.11 規則第8号) 施行 29. 9.11